

練馬区

給食施設管理運営の手引

練馬区健康部健康推進課

目次

1	特定給食施設とは	
(1)	特定給食施設の定義	3
(2)	その他の給食施設	3
(3)	栄養指導員が特定給食施設へ行う指導及び助言	3
(4)	給食施設の種類	4
2	給食施設の役割	5
3	給食施設の設置者の責務	
(1)	設置者について	5
(2)	栄養管理基準の遵守について	5
(3)	届出について	5
(4)	報告について	7
(5)	管理栄養士等の配置について	8
(6)	各種様式について	8
(7)	依頼文等送付用メールアドレスの登録について	8
4	関係法令等	
	・健康増進法（抜粋）	9
	・健康増進法施行規則（抜粋）	11
	・「特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について」	12
	巻末資料：各種届出および記入方法	19
	・給食開始届	20
	・給食運営状況票	22
	・給食施設の平面図	23
	・給食届出事項変更届	24
	・給食廃止（休止）届	26
	・給食開始届 記入方法	28
	・給食運営状況票 記入方法	29
	・給食施設の平面図 記入方法	30
	・給食届出事項変更届 記入方法	31
	・給食廃止（休止）届 記入方法	32

1 特定給食施設とは

(1) 特定給食施設の定義

健康増進法第 20 条第 1 項

特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるもの）

健康増進法施行規則第 5 条

法第 20 条第 1 項の厚生労働省で定める施設は、継続的に 1 回 100 食以上または 1 日 250 食以上の食事を供給する施設とする。

上記に定められている用語の解釈は以下のとおりです

ア 特定：給食施設の利用者がほぼ同一人と推定される。

イ 継続的：週 1 回以上で、ほぼ 1 か月以上継続している。

(2) その他の給食施設

特定給食施設に該当しない施設（1 回 100 食または 1 日 250 食に満たない施設）であっても、継続的に特定の者に対し食事を供給する施設について、特定給食施設に準じて対応します。（練馬区給食施設指導実施要綱第 6 条）

(3) 栄養指導員が特定給食施設へ行う指導及び助言

練馬区の栄養指導員は、健康増進法第 18 条第 1 項第 2 号及び第 22 条に基づき、必要な支援、指導及び情報提供を行います。

個別指導	○巡回指導 栄養管理の方法や利用者への栄養指導等について、施設に伺って助言等を行います。 ○電話、来所相談 必要に応じて、電話・来所による助言等を行います。
集団指導	○講習会の開催 給食施設の管理者、管理栄養士、栄養士、調理師等を対象に、栄養管理等に関する情報提供等を行います。

(4) 給食施設の種類

区分	該当施設	根拠法令等
学校 (公立・私立)	公立学校、私立学校、公立幼稚園、私立幼稚園、各種学校、幼稚園型認定こども園	学校教育法第1条に規定する学校、第124条の2に規定する専修学校及び第134条に規定する各種学校、学校給食センター、学校給食法第6条に規定する学校給食共同調理場及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園（当該施設が幼稚園である場合）
病院	病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院
介護老人保健施設	介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
介護医療院	介護医療院	介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
老人福祉施設	特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター、老人福祉センター、経費老人ホーム、養護老人ホーム	老人福祉法第5条の3に規定する施設
児童福祉施設	認可保育所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園等	児童福祉法第7条に規定する施設、社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関するもの及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園（当該施設が幼稚園である場合を除く）
社会福祉施設	救護施設、障害者支援施設、婦人保護施設等	生活保護法第38条、身体障害者福祉法第5条第1項及び売春防止法第36条に規定する施設並びに社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの
事業所	事業所	労働基準法別表1に規定する事業所
寄宿舍	学生又は労働者の寄宿施設	
矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）並びに少年院法第4条に規定する少年院及び少年鑑別所法第3条に規定する少年鑑別所
自衛隊	自衛隊	
一般給食センター	特定した施設（複数の場合も含む）に対して継続的に食事を供給している施設	
その他	上記に含まれない施設。 警察学校、認証保育所、認可外保育所、地域型保育事業（小規模保育事業等）、有料老人ホーム等	

2 給食施設の役割

給食施設には、単に食事を提供するだけでなく、利用者の健康管理という視点を持って運営していくことが求められています。生活習慣病の予防が大きな課題となっているなかで、給食施設における食事の提供は、利用者だけでなく、その家族や地域社会の健康づくりを図っていく役割もあると考えられます。

3 給食施設の設置者の責務

(1) 設置者について

設置者とはその給食施設を設置した者であり、利用者の健康管理をあずかる最高責任者を指します。国公立施設では、国、都、区市町村が、民間の病院や福祉施設ではその開設者である医療法人や社会福祉法人等が、事業所の場合は、会社の代表取締役等が設置者になります。給食会社（委託先）は、設置者ではありません。

(2) 栄養管理基準の遵守について

給食施設の設置者は、適切な栄養管理を行うことが規定されており、その管理についての基準（栄養管理基準）が定められています。（健康増進法第 21 条 3 項、健康増進法施行規則第 9 条）

健康増進法施行規則第 9 条 特定給食施設等における栄養管理基準

- 1 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者（以下「利用者」という。）の身体の状況、栄養状態、生活習慣等（以下「身体の状況等」という。）を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。
- 2 食事の献立は、身体の状況等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。
- 3 献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。
- 4 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。
- 5 衛生の管理については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 223 号）その他関係法令の定めるところによること。

(3) 届出について

特定給食施設の設置者は、給食を開始する場合には練馬区健康部健康推進課を通じて区長に届け出る必要があります。その他の給食施設が給食を開始する場合には、栄養管理等について区が必要な支援、指導及び情報提供等を行うために、特定給食施設

に準じた届出をお願いしています。(練馬区給食施設指導実施要綱第4条)。また、届出の内容に変更が生じた時及び給食施設を廃止又は休止した時は、同様に届け出る必要があります。(健康増進法第20条、練馬区健康増進法施行規則第4条)

※これらの届出は、給食業務を委託している場合でも施設の設置者が提出します。

【届出一覧】

こんな時は？	提出書類	
	特定給食施設	その他の給食施設
<ul style="list-style-type: none"> ●給食を開始する場合 ●休止していた給食を再開する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ①給食開始届【第2号様式】 ②給食運営状況票 ③給食施設の平面図 	<ul style="list-style-type: none"> ①給食開始届(その他給食施設)【第1号様式】 ②給食運営状況票 ③給食施設の平面図
<ul style="list-style-type: none"> ●届出の事項に変更があった場合 <ul style="list-style-type: none"> ・設置者の住所 (法人の場合は主たる事務所の所在地の変更など) ・設置者の氏名 (法人の場合はその名称や代表者の氏名の変更など) ・給食施設の名称(法人の名称や施設名の変更など) ・給食施設の所在地(住所表示の変更や住所の変更など) ・給食施設の種類 ・給食の開始予定日 ・1日の予定給食数および各食の予定給食数 (許可病床数又は定数の変更など) ・管理栄養士の員数 (直営、委託を合わせた常勤管理栄養士の員数変更) ・栄養士の員数 (直営、委託を合わせた常勤栄養士の員数変更) 	給食届出事項変更届【第3号様式】	給食届出事項変更届(その他給食施設)【第2号様式】
<ul style="list-style-type: none"> ●給食を廃止又は休止する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・給食施設を廃止する場合 ・一定期間、やむを得ない理由により給食が提供できない場合 	給食廃止(休止)届【第4号様式】	給食廃止(休止)届(その他給食施設)【第3号様式】

※「その他の給食施設」の食数が「特定給食施設」の基準に達した場合は、「特定給食施設」の様式を使用して届け出てください。

<提出について>

届出書類は各2部を作成し、健康推進課栄養食育係まで提出をしてください。

提出の際、收受印を押印し(控)をお返しします。郵送で提出をする場合は、返信用封筒(宛先を記載し必要な金額の切手を貼ったもの)を同封してください。

<提出期限>

給食開始の日あるいは変更等があった日から1か月以内。

<様式について>

各届出様式については、巻末資料をご覧ください。様式は、練馬区ホームページからダウンロードできます。

(4) 報告について

特定給食施設の管理者は、報告及び検査等に対し、拒否及び虚偽等をしてはなりません。(健康増進法第24条第1項)

ア 栄養管理報告書

特定給食施設の管理者は、毎年5月及び11月に実施した給食について、実施した月の翌月15日までに、栄養管理報告書を練馬区長に提出してください。(練馬区健康増進法施行規則第7条) その他の給食施設については、栄養管理等について区が必要な支援、指導及び助言等を行うために、特定給食施設における給食の報告に準じて、栄養管理報告書の提出を求めることがあります。(練馬区給食施設指導実施要綱第7条第4項)

栄養管理報告書の項目は、栄養管理基準に基づいた具体的な内容となっています。栄養管理報告書を作成することで、自らの給食施設の栄養管理状況を把握し見直すことができ、施設の課題や問題点を発見することにつながります。

区は、栄養管理報告書から各施設の栄養管理状況及びニーズや課題を把握し、巡回指導や集団指導に活用します。

【報告月】

5月、11月

【提出期限】

報告月の翌月15日まで

(5月分：6月15日まで 11月分：12月15日まで)

【様式、提出方法について】

年度当初に依頼文、記入要領等を各施設宛てに送付します。様式については練馬区ホームページからダウンロードし、郵送(両面印刷)により提出してください。

イ 給食施設数調査

年1回、全給食施設を対象に給食状況調査を行います。

ウ 提出先、問合せについて

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

練馬区健康部健康推進課栄養食育係

電話：03-5984-4679

(5) 管理栄養士等の配置について

適切な栄養管理を行うために、特定給食施設の管理栄養士又は栄養士の配置については以下のように定められています。

ア 管理栄養士を置かなければならない施設

特別な栄養管理が必要な施設として、知事が指定する施設

健康増進法第 21 条第 1 項、健康増進法施行規則第 7 条

- 1 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって、継続的に 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上の食事を供給するもの
- 2 前号に掲げる特定給食施設以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に 1 回 500 食以上又は 1 日 1,500 食以上の食事を供給するもの

イ 栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない施設

上記ア以外の特定給食施設（健康増進法第 21 条第 2 項）

このうち、継続的に 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上の食事を供給する施設の設置者は、栄養士のうち少なくとも 1 人は管理栄養士であるように努めなくてはなりません。（健康増進法施行規則第 8 条）

(6) 各種様式について

以下の様式がダウンロードできます。

- ・給食開始届（特定給食施設用、その他給食施設用）
- ・給食運営状況票
- ・給食施設の平面図
- ・給食届出事項変更届（特定給食施設用、その他給食施設用）
- ・給食廃止（休止）届（特定給食施設用、その他給食施設用）
- ・栄養管理報告書

(7) 依頼文等送付用メールアドレスの登録について

区からの依頼文や講習会のご案内等を、メールで施設宛てに送付します。

練馬区ホームページから「依頼文等の文書電子化回答用紙」をダウンロードして記入の上、練馬区健康部健康推進課栄養食育係にご提出ください。

検索方法：

サイト内検索で「特定給食施設」と入力⇒「給食施設の方へ(健康増進法関連)を選んでください。



4 関係法令等

健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）抜粋

第一章 総則

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

第四章 保健指導等（抜粋）

（都道府県による専門的な栄養指導その他の保健指導の実施）

第18条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 略

二 特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うこと。

三 前二号の業務に付随する業務を行うこと。

2 略

（栄養指導員）

第19条 都道府県知事は、前条第1項に規定する業務（同項第一号及び第三号に掲げる業務については、栄養指導に係るものに限る。）を行う者として、医師又は管理栄養士の資格を有する都道府県、保健所を設置する市又は特別区の職員のうちから、栄養指導員を命ずるものとする。

第五章 特定給食施設

（特定給食施設の届出）

第20条 特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置した者は、その事業の開始の日から一月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

（特定給食施設における栄養管理）

第21条 特定給食施設であって特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が指定するものの設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければならない。

- 2 前項に規定する特定給食施設以外の特定給食施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定給食施設に栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない。
- 3 特定給食施設の設置者は、前2項に定めるもののほか、厚生労働省令で定める基準に従って、適切な栄養管理を行わなければならない。

(指導及び助言)

第22条 都道府県知事は、特定給食施設の設置者に対し、前条第1項又は第3項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第23条 都道府県知事は、第21条第一項の規定に違反して管理栄養士を置かず、若しくは同条第3項の規定に違反して適切な栄養管理を行わず、又は正当な理由がなく前条の栄養管理をしない特定給食施設の設置者があるときは、当該特定給食施設の設置者に対し、管理栄養士を置き、又は適切な栄養管理を行うよう勧告をすることができる。

- 2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた特定給食施設の設置者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定給食施設の設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入検査等)

第24条 都道府県知事は、第21条第1項又は第3項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、特定給食施設の設置者若しくは管理者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は栄養指導員に、当該施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査又は質問をする栄養指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九章 罰則(抜粋)

第72条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第23条第2項の規定に基づく命令に違反した者

第74条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第24条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第75条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第37条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

健康増進法施行規則（平成15年4月30日厚生労働省令第86号）抜粋

（特定給食施設）

第5条 法第20条第1項の厚生労働省令で定める施設は、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設とする。

（特定給食施設の届出事項）

第6条 法第20条第1項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 給食施設の名称及び所在地
- 二 給食施設の設置者の氏名及び住所（法人にあつては、給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 三 給食施設の種類
- 四 給食の開始日又は開始予定日
- 五 1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数
- 六 管理栄養士及び栄養士の員数

（特別の栄養管理が必要な給食施設の指定）

第7条 法第21条第1項の規定により都道府県知事が指定する施設は、次のとおりとする。

- 一 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であつて、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの
- 二 前号に掲げる特定給食施設以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であつて、継続的に1回500食以上又は1日1500食以上の食事を供給するもの

（特定給食施設における栄養士等）

第8条 法第21条第2項の規定により栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない特定給食施設のうち、1回300食又は1日750食以上の食事を供給するものの設置者は、当該施設に置かれる栄養士のうち少なくとも1人は管理栄養士であるように努めなければならない。

（栄養管理の基準）

第9条 法第21条第3項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者（以下「利用者」という。）の身体の状態、栄養状態、生活習慣等（以下「身体の状態等」という。）を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。
- 二 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。
- 三 献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。
- 四 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。
- 五 衛生の管理については、食品衛生法（昭和22年法律第223号）その他関係法令の定めるところによること。

通知 「特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について」

健健発0331 第2号

令和2年3月31日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長
（公印省略）

特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について

特定給食施設の栄養管理に関しては、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき実施されているところである。

特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等については、別添1を参考にしていただくとともに、別添2の内容について御了知の上、特定給食施設への周知等、対応方よろしく御配慮願いたい。

なお、特定給食施設の指導等に係る事務は、都道府県、保健所設置市及び特別区の自治事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第8項）であり、本通知は、地方自治法第245条の4第1項の技術的助言であることを付言する。

また、本通知の施行に伴い、「特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について」（平成25年3月29日付け健が発0329第3号厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長通知）は廃止する。

別添1

特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について

(令和2年3月31日付け健健発0331第2号別添1)

第1 特定給食施設等に関する基本的事項について

- 1 特定給食施設は、健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)第20条第1項に規定される施設であり、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なもの(継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設)をいう。
なお、施設外で調理された弁当等を供給する施設であっても、当該施設の設置者が、当該施設を利用して食事の供給を受ける者に一定の食数を継続的に供給することを目的として、弁当業者等と契約をしている場合には特定給食施設の対象となること。
- 2 特定給食施設に対する指導を効率的に行う観点から、関係施設の設置者、管理者等の理解と協力を得ながら、法第20条第1項の届出が適切に行われるよう対応すること。
なお、同一敷地内に施設の種類や利用者(特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者をいう。以下同じ。)の特性が明らかに異なる特定給食施設が複数設置されている場合は、それぞれ別の特定給食施設として届出をさせることが適当である。
- 3 法第22条に基づく特定給食施設の設置者に対する指導及び助言は、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては市長又は区長。)が法第21条第1項又は第3項の規定による栄養管理の実施を確保するために必要があると認めるときに行うものである。そのため、法第22条に基づく指導及び助言を行う場合には、その内容等については慎重に判断すること。
- 4 法第24条に基づく立入検査等は、法第22条に基づく指導及び助言や法第23条に基づく勧告及び命令を行うことを前提としたものである。
- 5 法第18条第1項第2号に基づく指導及び助言は、特定給食施設のほか、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設として各自治体の条例等に基づき把握される特定給食施設以外の施設(以下「その他の施設」という。)も対象となる。
また、当該指導及び助言は、栄養指導員が栄養管理の実施に関し必要な事項について行うものであり、例えば、特定給食施設及びその他の施設(以下「特定給食施設等」という。)において最低限の栄養管理が行われているものの、よりよい食事の供給を目指すために助言をするような場合も想定される。

第2 法第18条第1項第2号に基づく指導・助言等に係る留意事項について

- 1 現状分析に基づく効率的・効果的な指導・支援等の実施について
 - (1) 地域全体の食環境が向上するよう、管内施設全体の栄養管理状況及び地域の課題を踏まえた上で、課題解決に向けて効果的な指導計画を作成し、計画的に指導・支援等を行うこと。

- (2) 管理栄養士又は栄養士の配置状況を分析し、未配置施設においても適切な栄養管理がなされるよう指導計画を作成するとともに、管理栄養士又は栄養士の配置が促進するよう助言すること。
- (3) 病院・介護老人保健施設等については、地域の医療・介護等の質の向上を図る観点から、管内の医療機関等と必要なネットワークの構築に向けた調整を行い、入退院（入退所）前後の連携を促す支援も行うこと。
- (4) 専門職としての高度な技能の確保に向けた取組については、職能団体の協力が得られるよう調整することとし、自治体が行う研修等と連携又は棲み分けを行い、計画的に当該地域の管理栄養士・栄養士の教育を行うこと。
- (5) 事業所については、利用者に応じた食事の提供とともに、特定健診・特定保健指導等の実施もあわせ、利用者の身体状況の改善が図られるよう、指導・支援等を行うこと。
- (6) 特定給食施設等に対して、他法令に基づく指導等を行う部署とは定期的に情報共有を行い、効果的な指導・助言のための連携体制の確保に努めること。
 なお、学校への指導については、教育委員会と連携して行うこと。
- (7) 給食業務を委託している場合は、栄養管理の責任は施設側にあるので、委託事業者の業務の状況を定期的に確認させ、必要な指示を行わせること。
- (8) 栄養改善の効果を挙げている好事例を収集し、他の特定給食施設へ情報提供するなど、効果的な実践につながる仕組みづくりに努めること。
- (9) その他の施設に対する指導・支援等に関しては、地域全体の健康増進への効果の程度を勘案し、より効率的・効果的に行うこと。

2 特定給食施設等における栄養管理の評価と指導計画の改善について

- (1) 各施設の栄養管理の状況について、施設の種別、管理栄養士・栄養士の配置の有無別等に評価を行うなど、改善が必要な課題が明確となるような分析を行うこと。
- (2) 評価結果に基づき、課題解決が効率的・効果的に行われるよう、指導計画の改善を図ること。また、評価結果については、研修等の企画・立案の参考にするとともに、関係機関や関係者と共有する体制の確保に努めること。
- (3) 利用者の身体状況の変化や栄養管理の状況等について評価を行い、栄養管理上の課題を抽出し、その課題から指導・支援等を重点的に行う施設の抽出を行うこと。
- (4) 栄養管理上の課題抽出に当たっては、特に児童福祉施設、学校、事業所、寄宿舍等の健康増進を目的とした施設において提供される食事のエネルギー量の過不足の評価については、肥満及びやせに該当する者の割合の変化を参考にすること。

なお、提供栄養量の評価に当たっては、身体状況等の変化から給与栄養目標量の設定が適切であるかの確認を併せて行うことが重要であり、単に施設が設定した目標量と提供量が乖離していることをもって不足又は過剰と判断することは適切ではないこと。

- (5) 特定給食施設等に対し、栄養管理の状況について報告を求める場合には、客観的に効果が評価できる主要な項目とすること。例えば、医学的な栄養管理を個人に実施する施設に対し、給与栄養目標量や摂取量の平均的な数値の報告を求める必要性は乏しく、身体状況の変化等から栄養管理に課題のある可能性の高い利用者に提供される食事の内容等を優先的に確認し、評価すること。

ただし、利用者の多くに栄養管理上の課題が見受けられる場合には、基本

となる献立（個別対応用に展開する前の献立）に課題がある可能性が高いため、施設の状況に応じて指導・助言等を行うこと。

- (6) 病院・介護老人保健施設等については、栄養管理を行うために必要な連携体制が構築され、適切に機能しているかを確認すること。
- (7) 栄養管理上の課題が見られる場合には、施設長に対し、評価結果を踏まえた課題解決への取組を促すこと。また、必要に応じて、改善状況又は改善計画について報告を求めること。

3 危機管理対策について

- (1) 健康危機管理対策の一環として、災害等に備え、食料備蓄の確保を促すとともに、期限前の有効活用について助言すること。
- (2) 災害等発生時でも適切な食事が供給されるよう、特定給食施設が担う役割を整理し、施設内及び施設間の協力体制の整備に努めること。

第3 管理栄養士を置かなければならない特定給食施設について

特定給食施設のうち、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「規則」という。）第7条各号に掲げる施設については、法第21条第1項の規定により管理栄養士を置かなければならないこととされているところ、これらの施設を指定する場合の運用の留意点は以下のとおりである。

なお、特定給食施設に該当するか否かの判断において、例えば、病院内の職員食堂など当該施設の利用者以外の者に供給される食数も含めることとしても差し支えないが、管理栄養士を置かなければならない施設として指定する際の食数については、除外することが適当である。

1 規則第7条第1号の指定の対象施設（一号施設）について

- (1) 規則第7条第1号に掲げる特定給食施設（以下「一号施設」という。）とは、病院、介護老人保健施設又は介護医療院（以下「病院等」という。）に設置される特定給食施設であって、1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するものをいうこと。
- (2) 供給食数の実績が1回300食未満及び1日750食未満の特定給食施設であっても、許可病床数（又は入所定員）300床（人）以上の病院等に設置されている特定給食施設は、一号施設とすること。
なお、(1)で示したとおり、1日の食事の供給数が750食以上であれば、許可病床数（又は入所定員）が300床（人）未満の場合であっても、一号施設とすること。
- (3) 病院等を含む複数の施設を対象に食事を供給する特定給食施設については、当該病院等の許可病床数（入所定員）の合計が300床（人）以上である場合に、一号施設とすること。

2 一号施設以外の特定給食施設

- (1) 規則第7条第2号に掲げる特定給食施設（以下「二号施設」という。）とは、以下の①から⑥に該当する施設のうち、継続して1回500食以上又は1日1,500食以上の食事を供給するものをいうこと。
 - ① 生活保護法第38条に規定する救護施設及び更正施設
 - ② 老人福祉法第5条の3に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
 - ③ 児童福祉法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童

養護施設、同法第42 条第 1 号に規定する福祉型障害児入所施設、同法第43 条の 2 に規定する児童心理治療施設、同法第44 条に規定する児童自立支援施設

- ④ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11 条第 1 項の規定により設置する施設
 - ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第11 項に規定する障害者支援施設
 - ⑥ 事業所、寄宿舎、矯正施設、自衛隊等（以下「事業所等」という。）
- (2) 複数施設を対象に食事を供給する特定給食施設については、1 (3)に該当する場合を除き、一号施設又は二号施設の対象となる施設種別である施設に供給する食事数の合計が 1 回500 食以上又は 1 日1, 500 食以上である場合には、二号施設とすること。
- この場合、病院等に対し 1 回に供給する食数については、供給食数の実績ではなく、許可病床数又は入所定員数（1 日に供給する食事数については、許可病床数又は入所定員数の 3 倍の数）として取り扱うものとする。

3 その他、社会福祉施設等に食事を供給する特定給食施設について

- (1) 法第21 条第 1 項の指定の対象施設となる特定給食施設のうち、法令等により栄養士を必置とされている複数の社会福祉施設及び児童福祉施設（以下「社会福祉施設等」という。）に限り食事を供給する施設にあっては、それぞれの社会福祉施設等に配置されている栄養士が各施設において栄養業務を行っていることに鑑み、法第21 条第 1 項の指定の対象施設となる社会福祉施設等に供給される食事数が 1 回500 食以上又は 1 日1, 500 食以上となるものがある場合には、二号施設とみなされること。
- (2) 特定給食施設が複数の施設に食事を供給する場合であって、当該供給先の施設に法令等により栄養士を必置としない施設を含むときは、特定の対象者に継続的に食事を供給し、一号施設又は二号施設の対象となる施設種別である施設に供給される食事数が 1 回500 食以上又は 1 日1, 500 食以上となる場合に、二号施設とみなされること。
ただし、供給先の施設を特定給食施設等として把握し、個別に管理する場合には、食数から除外することとし、重複することのないようにすること。
- (3) 事業所等に対し食事を供給する特定給食施設にあっては、当該特定給食施設により事業所等に供給される食事が主として事業所等に勤務又は居住する者により喫食され、かつ、事業所等で勤務又は居住する者の概ね 8 割以上が当該給食施設で供給する食事を喫食するものであって 1 回500 食以上又は 1 日1, 500 食以上供給する場合、二号施設とみなされること。

別添 2

特定給食施設が行う栄養管理に係る留意事項について

(令和 2 年 3 月 31 日付け健健発0331 第 2 号別添 2)

第 1 趣旨

健康増進法（平成14 年法律第103 号。以下「法」という。）第20 条の規定に基づき設置・届出された特定給食施設において、当該特定給食施設の設置者は、法第21 条第3 項の規定により、健康増進法施行規則（平成15 年厚生労働省令第86 号）第9 条の基準（以下「栄養管理基準」という。）に従って適切な栄養管理を行わなければならないこととされているところ、本留意事項は、その運用上の留意点を示したものである。

特定給食施設の設置者及び管理者は、適切な栄養管理がなされるよう、体制を整えること。

なお、給食業務を委託している場合にあっては、栄養管理の責任は施設側にあるので、委託事業者の業務の状況を定期的に確認し、必要な指示を行うこと。

第 2 特定給食施設が行う栄養管理について

- 1 身体の状態、栄養状態等の把握、食事の提供、品質管理及び評価について
 - (1) 利用者の性、年齢、身体の状態、食事の摂取状況、生活状況等を定期的に把握すること。

なお、食事の摂取状況については、可能な限り、給食以外の食事の状況も把握するよう努めること。
 - (2) (1)で把握した情報に基づき給与栄養量の目標を設定し、食事の提供に関する計画を作成すること。

なお、利用者間で必要な栄養量に差が大きい場合には、複数献立の提供や量の調整を行う等、各利用者に対して適切な選択肢が提供できるよう、工夫すること。複数献立とする場合には、各献立に対して給与栄養量の目標を設定すること。
 - (3) (2)で作成した計画に基づき、食材料の調達、調理及び提供を行うこと。
 - (4) (3)で提供した食事の摂取状況を定期的に把握するとともに、身体状況の変化を把握するなどし、これらの総合的な評価を行い、その結果に基づき、食事計画の改善を図ること。
 - (5) なお、提供エネルギー量の評価には、個々人の体重、体格の変化並びに肥満及びやせに該当する者の割合の変化を参考にする。ただし、より適切にエネルギー量の過不足を評価できる指標が他にある場合はこの限りではない。
- 2 提供する食事（給食）の献立について
 - (1) 給食の献立は、利用者の身体の状態、日常の食事の摂取量に占める給食の割合、嗜好等に配慮するとともに、料理の組合せや食品の組合せにも配慮して作成するよう努めること。
 - (2) 複数献立や選択食（カフェテリア方式）のように、利用者の自主性により料理の選択が行われる場合には、モデル的な料理の組合せを提示するよう努めること。

3 栄養に関する情報の提供について

(1) 利用者に対し献立表の掲示や熱量、たんぱく質、脂質、食塩等の主要栄養成分の表示を行うなど、健康や栄養に関する情報の提供を行うこと。

(2) 給食は、利用者が正しい食習慣を身に付け、より健康的な生活を送るために必要な知識を習得する良い機会であるため、各々の施設の実情に応じ利用者等に対して各種の媒体を活用することなどにより知識の普及に努めること。

4 書類の整備について

(1) 献立表など食事計画に関する書類とともに、利用者の身体状況など栄養管理の評価に必要な情報について適正に管理すること。

(2) 委託契約を交わしている場合は、委託契約の内容が確認できるよう委託契約書等を備えること。

5 衛生管理について

給食の運営は、衛生的かつ安全に行われること。具体的には、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月24日付け衛食第85号生活衛生局長通知）の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」その他関係法令等の定めるところによること。

第3 災害等の備え

災害等発生時であっても栄養管理基準に沿った適切な栄養管理を行うため、平時から災害等発生時に備え、食料の備蓄や対応方法の整理など、体制の整備に努めること。

巻末資料：各種届出および記入方法

※「特定給食施設」と「その他の給食施設」で届出様式が異なります。
届出の際は、食数規模を確認の上、提出をお願いします。

※P. 28～の記入方法は「特定給食施設」用の様式で掲載しています。
「その他の給食施設」の場合も、記入方法は同様です。

<提出方法>

練馬区ホームページから様式をダウンロードし、各2部を作成して、健康推進課栄養食
育係（練馬区役所東庁舎6階）まで、窓口または郵送により提出してください。

2部提出していただき、收受後、1部は施設保管用としてお渡しします。郵送で提出す
る場合は、返信用封筒（切手貼付、宛先明記）を同封し、送付してください。

給食開始届(特定給食施設用)

第2号様式(第4条関係)

年 月 日

練馬区長 殿

設置者 住 所 _____
(ふりがな)
氏 名

電 話 番 号

(法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地
および電話番号ならびに代表者の氏名)

給食開始届

下記のとおり、給食を開始した(する)ので、健康増進法第20条第1項の規定により
届け出ます。

記

給食施設の名称	ふりがな				
給食施設の所在地	〒				
給食施設の種類					
給食の開始日 または開始予定日	年 月 日				
1日の予定給食数および各食の予定給食数	朝食	昼食	夕食	その他	1日の合計
管理栄養士の員数				栄養士の員数	

- 添付書類 1 給食運営状況票
2 給食施設の平面図

給食開始届(その他の給食施設用)

第1号様式(第4条関係)

練馬区長 殿

年 月 日

〒 _____
住 所
設置者
(ふりがな)
氏 名

電 話 番 号

〔 法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地
および電話番号ならびに代表者の氏名 〕

給食開始届
(その他給食施設)

下記のとおり、給食を開始した(する)ので、届け出ます。

記

給食施設の名称	ふりがな				
給食施設の所在地	〒				
給食施設の種類					
給食の開始日 または開始予定日	年 月 日				
1日の予定給食数および各食の予定給食数	朝食	昼食	夕食	その他	1日の合計
管理栄養士の員数				栄養士の員数	

添付書類 1 給食運営状況票
2 給食施設の平面図

給食運営状況票(給食開始届の添付書類)

給食運営状況票

年 月 日

施設名						
所在地		電話 Fax				
施設種類	1 学校(公・私) 9 寄宿舍	責任者職・氏名	施設長			
	2 病院 10 矯正施設		設置者			
3 介護老人保健施設 11 自衛隊	部門管理者					
4 介護医療院 12 一般給食センター	栄養管理者					
5 老人福祉施設 13 その他	(資格:管理栄養士・栄養士・調理師・その他)					
6 児童福祉施設 ()	食品衛生責任者					
7 社会福祉施設	(資格:管理栄養士・栄養士・調理師・その他)					
8 事業所						
定数	名 床	食数	朝食			
対象	1 全員 2 一部(%)		昼食			
方式	1 単一食 2 選択食 3 カフェテリア		夕食			
栄養士	1 いる 2 いない 3 巡回		その他			
運営	1 委託 有 2 委託 無		計			
委託有の場合	委託内容： 献立作成・発注・調理・盛り付け・配膳・食器洗浄・その他()	給食従事数	直営(人)		委託(人)	
			常勤	非常勤	常勤	非常勤
	管理栄養士					
	栄養士					
	調理師					
委託先		調理作業員				
所在地		事務職員				
電話		計				
Fax		分類	(健康増進法)			
			1 特定給食施設 (1回100食以上又は1日250食以上)			
入院時食事療養	(I) (II)	2 その他の給食施設				

給食施設の平面図（給食開始届の添付書類）

給食施設の平面図

施設名

年 月 日

(1) 平面図	
記載事項	(2) 付近見取り図（100メートル以内）
○調理室の大きさ ○調理器具の配置 ○出入り口の位置 ○通路の位置 ○便所、手洗いの位置	

<給食施設の平面図 記入方法>

- 1 平面図
記載事項を参照の上、各室や各機器の大きさ等を正確に記入する。
- 2 給食施設付近の見取り図
公共施設など目標をはっきりと記入し、方角を示す。
- 3 その他
本様式は、食品衛生法における営業許可申請時に添付する「営業施設の配置図」に変えても差し支えない。

給食届出事項変更届(特定給食施設用)

第3号様式(第4条関係)

年 月 日

練馬区長 殿

設置者 住所 _____
(ふりがな)
氏 名

電話番号

〔法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地
および電話番号ならびに代表者の氏名〕

給食届出事項変更届

健康増進法第20条第2項の規定により、給食届出事項を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 給食施設名称
- 2 所在地
- 3 変更内容(該当する項目に○を付けてください。)

変更事項	変更前	変更後
設置者の住所		
設置者の氏名		
給食施設の名称		
給食施設の所在地		
給食施設の種類		
給食の開始予定日		
1日の予定給食数および 各食の予定給食数		
管理栄養士の員数		
栄養士の員数		

給食届出事項変更届(その他の給食施設用)

第2号様式(第4条関係)

年 月 日

練馬区長 殿

〒 _____
住 所
設置者
(ふりがな)
氏 名

電 話 番 号

〔 法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地
および電話番号ならびに代表者の氏名 〕

給食届出事項変更届
(その他給食施設)

給食届出事項を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 給食施設名称
- 2 所在地
- 3 変更内容(該当する項目に○を付けてください。)

変更事項	変更前	変更後
設置者の住所		
設置者の氏名		
給食施設の名称		
給食施設の所在地		
給食施設の種類		
給食の開始予定日		
1日の予定給食数および 各食の予定給食数		
管理栄養士の員数		
栄養士の員数		

給食廃止(休止)届 (特定給食施設用)

第4号様式(第4条関係)

年 月 日

練馬区長 殿

設置者 住 所 _____
 (ふりがな)
 氏 名
 電 話 番 号

(法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地
 および電話番号ならびに代表者の氏名)

給食廃止(休止)届

下記のとおり、給食を廃止(休止)したので、健康増進法第20条第2項の規定により
 届け出ます。

記

給 食 施 設 の 名 称	
給 食 施 設 の 所 在 地	〒
給 食 開 始 届 出 年 月 日	年 月 日
給食を廃止(休止)した年月日	年 月 日
廃 止 (休 止) の 理 由	

給食廃止(休止)届 (その他の給食施設用)

第3号様式 (第4条関係)

年 月 日

練馬区長 殿

設置者 住 所 _____
(ふりがな)
氏 名
電 話 番 号

(法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地
および電話番号ならびに代表者の氏名)

給食廃止 (休止) 届
(その他給食施設)

下記のとおり、給食を廃止 (休止) したので、届け出ます。

記

給 食 施 設 の 名 称	
給 食 施 設 の 所 在 地	〒
給 食 開 始 届 出 年 月 日	年 月 日
給食を廃止 (休止) した年月日	年 月 日
廃 止 (休 止) の 理 由	

給食開始届 記入方法

その他の給食施設の方は
「給食開始届（その他給食施設）」の
様式をご使用ください

第2号様式（第4条関係）

① 年 月 日

練馬区長 殿

〒 _____

② 設置者

住 所 _____

(ふりがな)

氏 名 _____

電話番号 _____

〔 法人の場合は、その名称、主たる事務所の
所在地及び電話番号並びに代表者の氏名 〕

給食開始届

下記のとおり、給食を開始した(する)ので、健康増進法第20条第1項の規定により
届け出ます。

記

③	給食施設の名称	ふりがな				
④	給食施設の所在地	郵便番号				
⑤	給食施設の種類					
⑥	給食の開始日 又は開始予定日	年 月 日				
⑦	1日の予定給食数及び 各食ごとの予定給食数	朝食	昼食	夕食	その他	1日の合計
⑧		管理栄養士の員数		栄養士の員数		

添付書類 1 給食運営状況票
2 給食施設の平面図

(注意)

* 届出は、給食業務を委託している場合でも、当該施設の設置者が提出する必要があります。

* 開始届で届け出た内容に変更が生じた場合は、変更届の提出が必要になります。

① 届出年月日

提出する日付を記入する。

② 設置者

当該施設を設置している者の郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入する。法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称（ふりがな）、代表者の職名及び氏名、電話番号を記入する。

例：事業所の場合「〇〇株式会社 代表取締役社長〇〇」、民間の医療機関の場合「〇〇医療法人 理事長〇〇」等

③ 給食施設の名称

略さず正式名称で記入する。

④ 給食施設の所在地

給食を調理する施設の所在地を記入する。

⑤ 給食施設の種類

P.4「給食施設の種類」に基づき記入する。その他の場合は、具体的な施設種類を（ ）で併記する。

例：その他（有料老人ホーム）、その他（認証保育所）、その他（小規模保育事業）等

⑥ 給食の開始日又は開始予定日

給食の開始日又は開始予定日を記入する。

⑦ 1日の予定給食数および各食ごとの予定給食数

定員が決まっている施設は、定員数（職員食も同時に行っている場合は、+職員数（職員食実施数））を記入する。「その他」とは夜勤を行っている工場等で供給する夜食や保育所等で供給する補食などをいう。なお、おやつや検食は食数に数えない。

⑧ 管理栄養士、栄養士の員数

常勤の管理栄養士、栄養士の人数を記入する。資格の職名で採用されている人数を記入する。よって栄養士の資格を有しても調理員として採用されている場合は、該当しない。ただし、栄養士として採用されていて管理栄養士の資格を有する場合は、管理栄養士に計上する。非常勤や巡回の栄養士、管理栄養士のみの場合は、0と記入する。

給食運営状況票 記入方法

給食運営状況票記入方法

年 月 日

施設名		①			
所在地		② 電話 Fax			
施設種類	1 学校(公・私) 9 寄宿舎	責任者職・氏名	施設長 ⑧		
	2 病院 10 矯正施設		設置者		
	3 介護老人保健施設 11 自衛隊		部門管理者		
	4 介護医療院 12 一般給食センター		栄養管理者		
	5 老人福祉施設 13 その他		(資格:管理栄養士・栄養士・調理師・その他)		
	6 児童福祉施設 ()		食品衛生責任者		
	7 社会福祉施設		(資格:管理栄養士・栄養士・調理師・その他)		
	8 事業所				
定数	③ 名 ④ 床				
対象	1 全員 2 一部 (%)				
方式	⑤ 1 単一食 2 選択食 3 カフェテリア				
栄養士	⑥ 1 いる 2 いない 3 巡回	食数			
運営	1 委託有 2 委託無	朝食 昼食 夕食 その他 計			
委託有の場合	委託内容: 献立作成・発注・調理・盛り付け 配膳・食器洗浄・その他()	給食従事数	直営(人)	委託(人)	
			常勤	非常勤	常勤
	管理栄養士				
	栄養士				
	調理師				
委託先		調理作業員			
所在地		事務職員			
電話		計			
Fax		(健康増進法)			
入院時食事療養	(I) (II)	分類	⑩		
			1 特定給食施設 (1回100食以上又は1日250食以上)		
			2 その他の給食施設		

①電話

施設の代表番号を記入し、給食の事務室に直通電話がある場合、その電話番号を欄外に記入する。

②施設種類

別紙「給食施設の種類の」に基づき記入する。

「13その他」:具体的な施設種類を()で併記する。
例:認証保育所、有料老人ホーム、小規模保育事業等

③定数

病院は許可病床数、それ以外は施設定員(入所定員)、事業所は全従業員数を記入する。

④対象

給食の対象者が当該施設の給食を必ずしも利用しない場合は、「2 一部」に○を付け、想定している利用率を記入する。(例:事業所等)

⑤方式

「単一食」:献立が1種類の場合。

「選択食」:複数献立から選択する場合。

「カフェテリア」:主食・主菜・副菜をそれぞれ選択できる場合。

⑥栄養士

「いる」:常勤の管理栄養士、栄養士が施設に配置されている場合。非常勤のみの場合は該当しない。

「いない」:施設に管理栄養士、栄養士の配置がない場合、または非常勤のみの場合。

「巡回」:施設に管理栄養士、栄養士の配置がなく、定期的に本部等から栄養士が巡回している場合。

⑦委託

委託している業種(複数選択可)に○を付け、委託先の本社所在地、電話番号等を記入する。

⑧責任者職・氏名

「施設長」:当該施設の長の職名と氏名を記入する。
(例:園長○○、病院長○○等)

※指定管理者制度による管理が行われている場合は、事業者の法人名と施設長を併記する。

「設置者」:給食開始届と同様に記入する。

「部門管理者」:給食部門を管理する責任者の職名と氏名を記入する。委託の場合でも、施設側の部門管理者を記入する。

「栄養管理者」「食品衛生責任者」:氏名を記入し、該当する資格に○を付ける。

⑨食数

定員が決まっている施設は、「定員」(職員食も同時に行っている場合は、職員数も加える)を記入する。定員等が明確でない場合は、予定食数(最大数)を記入する。(給食開始届と同じ食数を記入する。)

⑩給食従事数

従事している職員数を記入する。パートは非常勤に含める。

※採用されている資格の職名で人数を記入する。よって栄養士の資格を有しても調理員として採用されている場合は、調理作業員に計上する。ただし、栄養士として採用されていて管理栄養士の資格を有する場合は「管理栄養士」に、調理員として採用されていて調理師の資格を有する場合は「調理師」に計上する。

⑪分類

該当施設する番号に○をする。不明な場合は、確認してから記入する。

「1 特定給食施設」…1回100食以上又は1日250食以上の施設

「2 その他の給食施設」…特定給食施設を除く施設

給食施設の平面図 記入方法

年 月 日

施設名

(1) 平面図	
記載事項	(2) 付近見取り図 (100メートル以内)
○調理室の大きさ ○調理器具の配置 ○出入り口の位置 ○通路の位置 ○便所、手洗いの位置	

施設の所在地がわかるよう、
近隣の公共施設や最寄りの駅、
バス停などの目標などを記入
してください

<給食施設の平面図 記入方法>

- 1 平面図
記載事項を参照の上、各室や各機器の大きさ等を正確に記入する。
- 2 給食施設付近の見取り図
公共施設など目標をはっきりと記入し、方角を示す。
- 3 その他
本様式は、食品衛生法における営業許可申請時に添付する「営業施設の配置図」
に変えても差し支えない。

給食届出事項変更届 記入方法

その他の給食施設の方は
「給食届出事項変更届（その他給食施設）」の
様式をご使用ください

第2号様式（第4条関係）

① 年 月 日

〒 〇〇〇-〇〇〇〇

② 設置者 住 所 東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇

(ふりがな) いりょうほうじん〇〇かい
りじちょう ねりまたろう

氏 名 医療法人〇〇会
理事長 練馬 太郎

電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〔 法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地
および電話番号ならびに代表者の氏名 〕

給食届出事項変更届

健康増進法第20条第2項の規定により、給食届出事項を変更したので、下記のとおり
届け出ます。

記

③ 1 給食施設名称 医療法人〇〇会 〇〇病院

④ 2 所在地 練馬区〇〇 〇-〇-〇

⑤ 3 変更内容(該当する項目に○を付けてください)

変更事項	変更前	変更後
設置者の住所		
○ 設置者の氏名	医療法人〇〇会 理事長 練馬 一郎	医療法人〇〇会 理事長 練馬 太郎
給食施設の名称		
給食施設の所在地		
給食施設の種類		
給食の開始予定日		
○ 1日の予定給食数および 各食の予定給食数	1日300食 (朝食90食 昼食120食 夕食90食)	1日330食 (朝食100食 昼食130食 夕食100食)
管理栄養士の員数		
栄養士の員数		

②③④は現在(変更
後)の内容を記入して
ください

①届出年月日

練馬区に提出する日付を記入する。

②設置者

設置者の郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入する。

法人の場合は、主たる事務所の郵便番号、所在地、名称と代表者の職名、氏名、
電話番号を記入する。

例：民間の医療機関の場合「〇〇医療法人 理事長〇〇〇」

事業所の場合「〇〇株式会社 代表取締役社長〇〇〇」等

③給食施設名称

正式名称で記入する。

④所在地

給食を調理する施設の所在地を記入する。

⑤変更内容

変更事項の該当するものにチェックを付け、変更前及び変更後の内容を記入する。

給食廃止（休止）届 記入方法

その他の給食施設の方は
「給食廃止（休止）届（その他給食施設）」の
様式をご使用ください

第4号様式（第4条関係）

練馬区長 殿

年 月 日

提出する日付を記入
してください

設置者 住 所
〒
(ふりがな)
氏 名
電 話 番 号

〔法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地
および電話番号ならびに代表者の氏名〕

「廃止」又は「休止」を
○で囲むか二重線を引いてください

給食廃止(休止)届

下記のとおり、給食を廃止(休止)したので、健康増進法第20条第2項の規定により
届け出ます。

記

給 食 施 設 の 名 称	
給 食 施 設 の 所 在 地	〒
給 食 開 始 届 出 年 月 日	年 月 日
給食を廃止(休止)した年月日	年 月 日
廃 止 (休 止) の 理 由	

【廃止（休止）の理由】
廃止(休止)の理由を記入してください
例) 閉園のため 等

